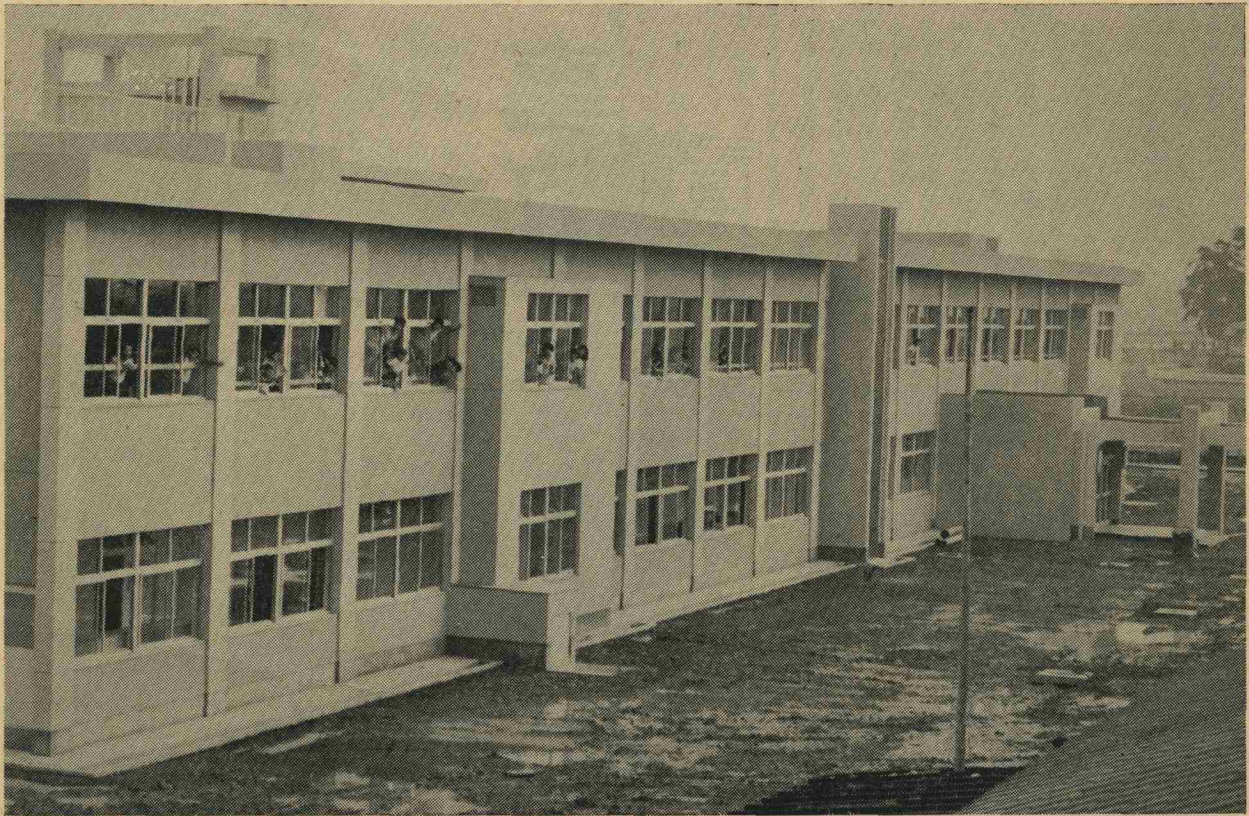


広報水巻

7月25日

第313号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



できあがった猪熊小学校

騒音防止対策事業第3期工事を完了

3カ年にわたった猪熊小学校の建設事業が完成しました。今回でき上った第3期分工事は総工費1億円(国からの補助3分の2)を費やしてできたもので、鉄筋コンクリート2階建の新校舎に入った生徒たちは大よろこび、延床面積1,526.35㎡の広さで、普通教室3、特別教室4(音楽教室1、家庭科室(和室)1、図書室1、保健室1)管理室5から

なり、生徒育成に必要な教室が完備されました。

これは、騒音防止対策事業として昭和46年から3カ年計画で行なわれていたもので、第3期工事が完了し、計画のすべての工事を終りました。

写真は、新しい教室に入り、完成を喜ぶ生徒たちです。

町の人口
(49年6月末現在)

人口	23,852
男	11,584
女	12,268
世帯数	7,051

前号の記事中、課長の人事異動の中で、老人児童課長吉田博基がおちていきます。訂正いたします。

訂正

ことしも海水浴やキャンプでにぎわう季節となりました。みんなが楽しく過ごすこの季節ですが、犯罪、事故もふえてきます。昨年も窃盗四十三件、粗暴犯七件、水死六人と七月から八月にかけてこれだけ多くの事件が折尾署管内でおきています。仕事や学校から解放されて自由に楽しく過ごすつもりが、ちょっとした不注意のために事故や盗難にあらうと楽しさも半減です。みんなの注意でこのような犯罪や事故を防ぐようご協力をお願いいたします。

戸締りをもう一度確かめて忘れずに

日中の暑さをしのぐために戸を開けたり、外出するときのカギのかけ忘れをねらう「あき巣」、また暑く寝苦しい夜の戸締まり忘れをねらう「忍込み」がふえます。ご注意ください。

○外出するときは隣に声をかけて留守を頼みましょう。

○昼間でも油断は大敵、ちよつとでも家をあけるときは戸締まりを励行しましょう。

○就寝するときは暑くても必ず戸締まりをしましょう。

事故をなくし夏を楽しく

少年の非行防止

規則正しい生活と親子の対話を

七月から八月まで子どもたちは夏休み、この季節はどうしても生活が不規則になりがちです。夏休みの海、山での行楽は少年たちにとって楽しい季節ですが、あやまった解放感、余暇のもてあまし、誘惑などから非行に走りやすくなります。

このような少年の非行化を防ぐために家庭、学校、地域住民の方のご協力をお願いします。

○毎日の日課を計画させたり帰宅時間を決めるなど、規律のある夏休みを送らせる。

○暑さや疲労のため子どもを放任しがちになりますが、努めて親子の対話の時間をもちましょ

○子どもの交友関係、行動、生活態度および所持品に気をつけましょ

○こどもが外出、外泊する場合は、用件、行先、帰宅時間および同行者を確かめる。

○夏祭りや花火大会、海や山の行

休養を十分に

快適な安全運転を

暑くなると過労運転や居眠り運転がふえてきますが、これは大きな事故をひき起こす原因となります。十分睡眠をとって体調を整え、安全運転を心掛けましょ

○運転中眠くなったり体がだるくなったときは、安全な場所に車を止めて早目に休憩をしましょ

○二輪車を運転するときは、必ずヘルメットを着用しましょ

水難防止

幼児にはいつも注意を

子どもにとって楽しい水遊びのシーズンとなりました。しかしその半面水の事故のシーズンでもあります。昨年、県内で水の犠牲となった子どもは八十五人で、このうち四十人(四十五パーセント)が六月から八月までの間に亡くなっています。

こどもの水の事故は、一家を不幸のどん底につき落とします。幼い生命をみんなの力で守りましょ

○幼児からいつも目を離さないようにしましょ。炊事、洗たく、来客などで忙しいときは特に気をつけましょ

○危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたら、他人の子どもでも愛の声をかけ、やめさせましょ

○事故がおきたときは大声で近くの人に救いを求めるよう教えましょ

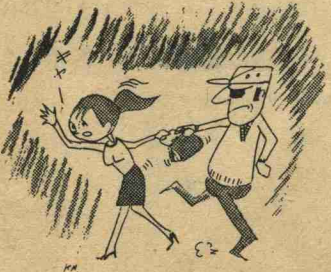
車利用の性犯罪

最近の性犯罪は、解放的な女性の服装に刺激されての犯行や、車を利用しての犯行がふえています。次のことに注意しましょ

○「車で送ってあげよう」「ドライブしよう」などと、見知らぬ男から誘われてはつきり断る。

○暗い夜道での女性の一人歩きは避ける。

○変な男に強引に誘われたり、つままとわれたりして危ないと思ったときは、一〇番ダイヤルを活用するか大声をあげて助けを求めろ。



すんでいますか 住民登録

来年の選挙のためにも早目に

あなたは住民登録をされていますか。転入・転出・転居などをした場合かならず役場に届出が必要ですよ。

- 住民登録を正確にしていると、選挙人名簿の登録
- 国民健康保険の被保険者の資格
- 国民年金の被保険者の資格
- 児童手当の受給資格
- 老人交通災害共済の加入資格

シ-ス 戸籍

家庭に子どもが生まれたり、家族の一人が亡くなったとき、誰もががまず役場に届出をされるでしょう。これが戸籍の「届出」です。

ほとんどの人は、この戸籍制度をよく理解され、届出もされていますが、現代の風潮として、現在に満足していれば手続きなどはかまわないという傾向が最近多く見受けられます。たとえば、実際には同棲して夫婦と同様の生活をしていながら、婚姻届を出さず、子どもができてもし出生届を出さない、また、甚しくなるとコインロッカーに生まれた子を捨てるといふようなことを最近新聞紙上でよく見かけます。

このようなことから、今まで世界に誇っていたわが国の戸籍制度

などの手続きがスムーズにでき、また住民としての公証にもなります。

もしこの届出をされていないと、来年行なわれる県知事・県議会議員および町議会議員の選挙のときに面倒な手続きをしなければなりません。また住民登録をされていない方はすぐに役場窓口（住民係）で届出をされますよ。

が、根底からゆらぐのではないかと懸念されています。そこで住民の方に戸籍制度をもう一度見なおして頂くため、戸籍についての話を数回に分けて掲載いたします。

戸籍のうつりかわり

日本で近代的な戸籍の制度が制定されたのは、明治五年二月一日です。すでに百年余りになります。その後、明治十九年、同三十年、大正四年、昭和二十三年の四回にわたって大きな改正があり現在にいたっています。また、戸籍法と表裏一体となっている民法第四編（親族法）、第五編（相続法）は明治三十一年に制定されました。

そしてこの両者は、戦後個人の尊厳と両性の本質的平等を唱えた民主憲法の制定にもなっており、大きく改正され、昭和二十三年一月一日から施行された、いわゆる新

お願いいたします。○次の方は住所の異動届（転居または転出）をされますようお願いいたします。（敬称略）
旧高住社宅 谷神厚重、堀之内

水道共用栓の

基本料金を改正

水道給水共用栓料金が七月分から改正になりました。これは使用水量による共用栓料金の格差をなくしようというものです。これまで共用栓でも戸数に関係なくメーター一個につき基本水量は十トンで

民法同日施行の現行戸籍法として内容を新しくしました。

戸籍事務の取扱い

戸籍とは、「人が生まれてから亡くなるまでの身分関係を公に記録し、かつその関係を公に証明することを目的とする制度」です。この戸籍は元来国の事務ですが、現在、市町村長が国から委任を受けて事務を行なっています。

したがって水巻町に本籍を置いている人の戸籍簿は水巻の役場であり、戸籍簿本、抄本は水巻の役場でとることができませんが、本籍地が他にある場合は水巻で作成することができません。しかし本籍をどこに置かば自由になります。

住所地と本籍地が違うために不便だと思われる人は、転籍という手続きによって住所地に本籍を移すことができます。次回戸籍の編成

規次、朝久幸雄、嶋津房次郎
今年の十月に住民基本台帳の整備のため実態調査を計画しています。住民の方のご協力をお願いいたします。

したが、今度の改正で基本料金は十トン（五百円）に戸数を乗じた額となります。新料金の計算方法は別図のとおりです。
共用メーター使用者は水道課で調査しましたが、調査もれのところがありましたらすぐに役場水道課までお届けください。

水道メーターの 検針日を変更

四十九年七月から水道メーターの検針を別表のとおり変更しました。

区分	検針日	区分	検針日
立屋敷	1日	机	9日~10日
伊左座	1日	古賀	11日~13日
みずは団地	1日~2日	新生街	14日
林住宅	8日~9日	緑風園団地	27日~28日
二	3日	樋口	20日~21日
二町住	4日	猪熊熊	28日~29日
下二	8日~9日	猪熊町住	29日~30日
下二町住	5日	鯉口区	24日~25日
入江興産	6日	中央区	5日~6日
吉田ノ一	11日~12日	宮ノ下社宅	12日~13日
吉田ノ二	20日~23日	机社宅	10日~11日
吉田ノ三	26日~27日	古賀区	15日~16日
吉田団地	13日~18日	梅ノ木区	18日~19日
美吉野団地		高松区	22日~25日
頃末	1日~7日	三ツ頭区	26日~27日

※検針日にはメーターの上に物を置かないようにお願いします。

た。これは、日炭閉山後精算事務所が管理していた水道が、町水道課の管理に変わったため検針日を町内全域でまとめ計画し、変更したものです。

〔例〕共用メーターを使用し3戸で32㎡使用した場合
 (改正前)
 基本料金 (10㎡) 超過料金 (22㎡×95円)
 500円+2,090円=2,590円
 (改正後)
 基本料金 (10㎡×3戸) 超過料金 (2㎡×95円)
 1,500円+190円=1,690円
 (メーター使用料は別途加算されます。)



盆のゴミ収集日

八月十四・十五日は盆休みのため、次のようにゴミの収集日を変更いたします。ご注意ください。

- ・8月11日 第2水曜日収集地区(北部)の燃えないゴミの収集
- ・8月12日 月曜日収集地区の収集
- ・8月13日 火曜日収集地区と水曜日収集地区の収集
- ・8月14・15日 盆休み
- ・8月16日 木曜日収集地区と金曜日収集地区の収集

結核予防接種と種痘

一、ツ反応とBCG接種
 ①該当時 生後3ヶ月以上3歳未満の乳幼児
 ②日時と場所
 ①ツ反応 8月6日 午後2時~3時 町民会館
 ②BCG 8月8日 午後2時~3時 町民会館(ツ反応判定後陰性者のみ)
 ③料金 無料(母子手帳持参のこと)

三歳から六十九歳までの方

民生係では、町内に居住する重度身障害者の実態調査を行なっています。これは医療費を無料にするための予備調査です。次に該当される方は、届出をされま

は障害者に届出を要する者

一、水巻町に住民票を有する者で、身体障害者手帳を有する者(障害程度一、二級)(精神薄弱者IQ三十五以下)

心配ごと相談

八月の心配ごと相談日は次のとおりです。ご利用ください。
 一、日時 8月6・16・26日 各日とも13時~14時30分

未就業看護職員は申し出を

町衛生係では、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦の免許所有者で、就職をさでない方の調査を行なっていますので、該当される方は届出をされるようお願いいたします。

民生委員がかわりました

二、二町住地区の民生委員をさ

「涼しい学習室」ことしも開放

暑い夏に涼しいところで勉強してみませんか。

福岡県美術展覧会の作品を募集

福岡県美術展覧会が開かれますが、次の要領で作品を募集しています。愛好者の方はふるって出品してください。

二、会場 福岡県文化会館、八幡美術館
 三、出品資格 県内居住者に限る
 四、作品搬入日(提出期限)
 福岡県文化会館 8月26・27・28日(午前10時~午後5時)
 八幡美術館 8月24・25日
 作員は、搬入日に直接文化会館および八幡美術館に持参ください。くわしいことは水巻町教育委員会におたずねください。

母子保健相談

一、日時 8月2・9・16・23・30日 10時~12時
 二、場所 吉田団地公民館
 三、内容 育児指導、身長・体重測定、家族計画相談(薬品・器具も若干準備しています。)
 8月の成人病検診は休講いたします。

福岡展 1期(洋画・彫刻)
 9月7日~16日、2期(日本画・工芸・書・写真) 9月19日~29日
 北九展 1期 10月1日~6日
 2期 10月8日~13日

飼犬・猫の火葬は役場でお世話を

衛生係は、飼犬・猫の火葬のお世話をしています。自宅で飼っている犬や猫などが死亡したときは、衛生係に連絡してください。手数料は八百円です。

日曜在宅医

7月28日	森田医院	内・児科	樋口	691・0616
8月4日	村田医院	内・児科	頃末	691・0745
11日	中村医院	内・児科	下二	691・5820
18日	有留医院	内・児科	吉田	691・1394

診察時間は 9:00~17:00、原則として往診はいたしません。